



▶ 今回のお知らせ版掲載一覧



1ページ 春の全国交通安全運動の実施について

2ページ 診療所からのお知らせ
带状疱疹ワクチン定期接種のお知らせ

3ページ 令和8年度 村税等納期のお知らせ

4ページ 令和8年昭和村農作業標準賃金一覧

5~10ページ 令和8年度 昭和村の補助金・助成金等一覧表



11ページ よいやれ屋 4月のご案内



11ページ 生涯学習講座「スッキリととのうやさしいヨガ教室」開催
求人情報（勤務地：昭和村他）

12ページ 昭和村農業委員会の任期満了に伴う委員推薦・募集について



交通安全を意識した生活を心がけましょう

春の全国交通安全運動の実施について

4月6日(月) から15日(水) までの10日間「おまじない 自分を守る みぎひだり」をスローガンに春の全国交通安全運動が実施されます。

3つの運動の重点を心がけ、交通事故防止に努めましょう

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

◎道路交通法の一部改正について

令和8年4月1日から自転車等に対する交通反則通告制度が適用となります。詳しくは「道路交通法一部改正のポイント」というチラシをご覧ください。

☎ 総務係 ☎ 57-2111

▶ 中面に、お知らせがありますので、ご確認ください。



直近の診療日をご案内します 診療所からのお知らせ

○内科は水曜日が一般外来休診日で予約検査のみ実施しています。急患の場合は事前にお電話ください。歯科は完全予約診療ですが、急患の場合は事前にお電話ください。

○来所の際はマスクを着用し、自宅で体温を測定してください。

○発熱・下痢等の症状(ご家族も含む)の場合には、来所前に、まずお電話でご相談ください。

月日	内科	歯科	バス
4月1日(水)	予約検査	○	
2日(木)	○	○	松山～中向
3日(金)	○	○	大芦
4日(土)	休診	休診	
5日(日)	○	休診	休日当番医
6日(月)	○	○	下中津川
7日(火)	○	○	小野川・両原～小中津川
8日(水)	予約検査	○	
9日(木)	○	休診	松山～中向
10日(金)	○	○	大芦
11日～12日	休診	休診	
13日(月)	○	○	下中津川
14日(火)	○	○	小野川・両原～小中津川
15日(水)	予約検査	○	
16日(木)	○	○	松山～中向
17日(金)	○	○	大芦
18日～19日	休診	休診	
20日(月)	○	○	下中津川
21日(火)	○	○	小野川・両原～小中津川

【診察時間】

○内科 午前 9:00 ～ 11:15 までの受付分

※午前中に午後診察分の受付も可

午後 2:00 ～ 4:00 までの受付分

○歯科 午前 9:00 ～ 11:30 / 午後 1:30 ～ 4:00

☎ 診療所 ☎ 57-2255



带状疱疹ワクチン定期接種のお知らせ

带状疱疹ワクチン定期接種の申し込み受付を行います。今年度内に次の年齢に該当する方で、接種を希望される場合は4月27日(月)までに、申し込み用紙またはお電話にてお申し込みください。

【接種対象者】

- ① 65歳昭和36年4月2日～昭和37年4月1日
- ② 70歳昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
- ③ 75歳昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
- ④ 80歳昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
- ⑤ 85歳昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
- ⑥ 90歳昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
- ⑦ 95歳昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
- ⑧ 100歳大正15年4月2日～昭和2年4月1日
- ⑨ 60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級を有する方

【接種料金】

- ・①～⑧に該当する方：6,000円
- ・いずれにも該当しないが接種を希望する方：全額自己負担 21,626円

【その他】

- ・接種を希望する方に対し、後日予診票や接種日のご案内を送付します。
- ・村外の医療機関で接種を希望される場合
保健福祉課窓口にて申し込み手続きを行ってください。その場で予診票をお渡しします。

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



令和 8 年度 村税等納期のお知らせ

令和 8 年度の村税や各種公共料金の納期についてお知らせします。なお、毎月の広報紙においてもお知らせします。

納 期	税 目	期 別	納期限日
4 月	軽自動車税		令和 8 年 4 月 30 日
	固定資産税 (全期前納対象月)	1 期	
5 月	上下水道使用料		令和 8 年 6 月 1 日
6 月	村県民税	1 期	令和 8 年 6 月 30 日
7 月	固定資産税	2 期	令和 8 年 7 月 31 日
	国民健康保険税	1 期	
	介護保険料	1 期	
	上下水道使用料		
8 月	村県民税	2 期	令和 8 年 8 月 31 日
	国民健康保険税	2 期	
	後期高齢者医療保険料	1 期	
	介護保険料	2 期	
9 月	国民健康保険税	3 期	令和 8 年 9 月 30 日
	後期高齢者医療保険料	2 期	
	介護保険料	3 期	
	上下水道使用料		
10 月	村県民税	3 期	令和 8 年 11 月 2 日
	国民健康保険税	4 期	
	後期高齢者医療保険料	3 期	
	介護保険料	4 期	
11 月	国民健康保険税	5 期	令和 8 年 11 月 30 日
	後期高齢者医療保険料	4 期	
	介護保険料	5 期	
	上下水道使用料		
12 月	固定資産税	3 期	令和 8 年 12 月 25 日
	国民健康保険税	6 期	
	後期高齢者医療保険料	5 期	
	介護保険料	6 期	
1 月	村県民税	4 期	令和 9 年 2 月 1 日
	後期高齢者医療保険料	6 期	
	上下水道使用料		
2 月	固定資産税	4 期	令和 9 年 3 月 1 日
	後期高齢者医療保険料	7 期	
3 月	上下水道使用料		令和 9 年 3 月 31 日

☎ 住民係 ☎ 57-2113

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



昭和中村農作業賃金協議会よりお知らせです

令和 8 年昭和中村農作業標準賃金一覧について

令和 8 年の農作業賃金は、隣接町村との均衡や諸物価等を参考として次のとおり定めましたのでお知らせします。

作業種類	単位	標準賃金	備 考
田畑耕起	10a	5,457 円	1 枚 5a 未満は 50%、5a ~ 10a 未満は 30% 増、ほ場条件が悪い場合は当事者間で協議
代かき	10a	6,670 円	
機械田植え	10a	6,064 円	角植えは含まない
コンバイン刈り取り	10a	20,617 円	倒伏田、湿田、1 枚 10a 未満の田は 30% 増
籾運搬	10a	3,032 円	1 枚 10a 未満の田は 20% 増
出荷米等運搬	1 袋	121 円	30kg 入り
農作業賃金 (軽作業)	1 日	8,264 円	1 日の作業時間は 8 時間 時給の場合は 1 時間あたり 1,033 円 専門作業賃金は内容により当事者間で協議
肥料散布	10a	1,213 円	10a 当たり 20kg 入り 3 袋基準
機械防除	10a	849 円	除草剤散布を含む
畦畔塗り	1m	61 円	機械塗り
草刈り	1 時間	2,183 円	機械刈り (機械及び燃料代を含む)
水稻 乾燥・調整	30 kg/ 袋	909 円	水分 24% 基準
色彩選別 (うるち)	30 kg/ 袋	232 円	張込作業を含む 機械清掃作業が必要な場合は当事者間で協議
そば刈取り	10a	6,671 円	倒伏したもの、1 枚 10a 未満の圃場については、当事者間で協議
そば 乾燥・調整	1kg	50 円	水分 15% 基準、1 袋 (22.5kg) あたりは、1,134 円 (消費税 10%)

・上記金額は標準額です。作業条件等により勘案する場合、項目にない作業を行う場合は当事者間の協議により金額を決定してください。

・最低賃金が見直され、作業賃金額がその額を下回る場合は新しい最低賃金額に読み替えるものとします。

・今後燃料費が大きく高騰した場合は標準賃金を改める可能性があります。

☎ 産業係 ☎ 57-2117

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



令和 8 年度 昭和村の補助金・助成金等一覧表

令和 8 年度、村民のみなさまにご活用いただける補助事業等を分野ごとに取りまとめました。その概要をお知らせしますので、詳細は各担当までお問い合わせください。

福 祉

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	高齢者世帯援助金	本村の住民で定住（5 年以上）の意思のある高齢者世帯（年齢 65 歳以上の方のみで構成される世帯、ただし、その世帯と同じ住所に年齢 65 歳未満の方が住んでいる場合は非該当）の住民が排除雪（屋根ぐし電熱線や消雪設備等）を整備したときに、その費用の一部を助成します。	1/2	屋根ぐし電熱線 20 万円 消雪設備等 15 万円	保健福祉課 福祉係 ☎ 57-2645
2	高齢者見守り確認機器購入費用助成事業	村内に居住する高齢者（65 歳以上の高齢者のみ世帯）と離れた場所で居住するその親族が、高齢者を安心して見守ることができる見守り確認機器の購入に要する費用の一部を助成します。	1/2	1 万円	保健福祉課 福祉係 ☎ 57-2645
3	高齢者世帯等除雪費用助成事業	村内に居住する高齢者世帯等で自力では除雪が困難な世帯の除雪費用（除雪機械貸出費用も含む）の一部を助成します。	1/3	2 万円	保健福祉課 福祉係 ☎ 57-2645
4	除雪支援事業支援者確保助成金	昭和村社会福祉協議会で実施する除雪支援事業の作業員登録をすることを条件に、除雪機械運搬車及び除雪機械の購入に係る費用の一部を助成します。	1/3	50 万円	社会福祉協議会 ☎ 57-2655
5	ボランティア団体支援助成金	村内のボランティア団体が継続して活動できるよう、運営費の一部を助成します。	—	1 万円	社会福祉協議会 ☎ 57-2655
6	ボランティア活動助成金	村内のボランティア団体等が行うボランティア活動に対して費用の一部を助成します。	—	3 万円	社会福祉協議会 ☎ 57-2655
7	病虫害駆除事業費補助金	自宅等のカメムシ・スズメバチ等を対象とした害虫駆除費用の一部を助成します。	【村民税課税世帯】 1/2 【村民税非課税世帯】 7/10	課税世帯 1 万 5 千円 非課税世帯 2 万 1 千円	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645

医 療

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	不妊症治療費 助成金	不妊症治療費の3割負担 に対し助成します。	3割自己負担額の 1/3以内	—	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645
2	妊産婦健康診査 助成事業	妊娠届け時に交付され る妊婦一般健康診査受診 票を医療機関に提出する ことで、産前15回、産後 1回の妊産婦健診が無料 で受けられます。里帰り 等により県外の医療機関 で受診する場合は、助成 方法が異なりますのでご 相談ください。	—	—	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645
3	昭和村骨髓移植 ドナー支援事業 補助金	骨髓バンク事業におい て、骨髓・末梢血幹細胞 提供した就業者に対し、 休業補償を行います。	検査及び入院に要 した日数に2万円を 乗じて得た額	14万円	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645

就 労

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	除雪オペレーター 育成支援事業 補助金	村内の国道・県道・村道及び公共施設 の除雪を行う村内事業所及び村直営オペ レーターに対して、免許取得時の経費の 一部を助成します。	1/2	10万円	産業建設課 建設係 ☎ 57-2123

地域活性化

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	未来を描く地域 団体応援事業 (地域未来創生事業)	地域団体・法人・非営利組織・その他 任意団体が、地域の課題解決や持続可能 な地域の形成、地域の活性化につながる 革新的な取組を行う際に必要な事業経費 を補助します。	定額	100万円	総務課 企画創生係 ☎ 42-7717

子育て

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	妊婦にやさしい 遠方出産 支援事業	遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、移動にかかる交通費及び出産までの間分別取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費を助成します。 また、遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時に係る交通費を助成します。	【交通費】 村旅費規程に準じた額の0.8 【宿泊費】 村旅費規程に準じた額から2千円を控除した額	—	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645
2	産後ケア事業	出産後1年以内の産婦と乳児を対象に、産後の体調不良や育児不安の軽減に対応するため、助産院等で宿泊や日帰りで助産師や看護師のケアや授乳指導を受ける費用の一部を助成します。 【個人負担】 1: 宿泊ケア 1泊2日 3,000円 2: 日帰りケア 1日 1,500円	—	宿泊ケア 7日まで 日帰りケア 5日まで	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645
3	1ヶ月児 健康診査 助成事業	病院や産院における生後1ヶ月児健康診査費用を助成します。	—	10,000円	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645
4	昭和村 就学援助費	経済的理由によって就学困難と認められる昭和村の小学校・中学校に通う児童・生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費等の就学上必要な経費の一部を援助します。	—	—	教育委員会 ☎ 57-2164
5	奨学資金貸付金	以下の資格要件に該当した学生に対して奨学資金を貸付します。 ①高等学校、大学及び高等専門学校又は専修学校に在学又は入学が決定した者で、品行が正しく、学術に優れ健康であること。 ②昭和村内に本人又は保護者が引き続き1ヶ年以上住所を有していること。 ③経済的理由により、修学が困難と認められること。 ※奨学生選考委員会で審議し、昭和村教育委員会教育長が決定します。	—	高校生 月額3万円以内 大学生等 月額5万円以内	教育委員会 ☎ 57-2164
6	妊婦のための 支援給付事業	妊娠時5万円、出産後5万円給付します。	妊娠時5万円 出産後5万円	—	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645

農 業①

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	担い手対策支援事業(団体等) 【申請期間あり】	地域計画に位置付けされている営農組織・団体等が営農継続、地域農業の振興、農地の有効活用を図るために取り組む事業に要する農機具の導入費用の一部を補助します。 申請期間：4月1日～4月30日 申請希望者は配布する事前申請書を期間内に提出ください。 申請状況に応じて予算の範囲内で追加募集の場合があります。 ※令和8年度より補助率の変更、上限額の設定があります。	2/3 以内 申請数で 変動あり	300 万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
2 (新)	新担い手農業者支援事業(個人) 【申請期間あり】	地域計画に位置付けされている水稻又は園芸作物等を主に経営する個人農業者(申請時に75歳未満であること)が耕作面積及び生産性や生産量の1割以上向上、または経営コストの1割以上縮減を目標とする営農計画を策定し取り組む営農活動に要する農機具の導入費用の一部を補助します。 申請期間：4月1日～4月30日 申請希望者は配布する事前申請書を期間内に提出ください。 申請状況に応じて予算の範囲内で追加募集の場合があります。 ※令和8年度より制度変更、年齢要件の設定があります。	1/2 以内 申請数で 変動あり	200 万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
3	景観形成作物普及拡大推進事業	村内の農地保全、耕作放棄地や遊休農地解消のために、村が指定する景観形成作物を10a以上栽培する団体や法人(農用地利用改善組合や営農生産組合等)へ助成します。	10aあたり 15,000 円	—	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
4	有害鳥獣防護柵等設置事業	有害鳥獣による農作物等への被害防止、又は軽減するため、有害鳥獣防護柵を導入する費用の一部を助成します。 ※令和8年度より補助率の変更があります。	【個人】 1/2 以内 (新設分) 1/4 以内 (更新分) 【団体】 3/4 以内 (新設分) 2/3 以内 (更新分)	【個人】 20 万円 【団体】 90 万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

農 業②

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
5	新規狩猟者 育成事業	昭和村における有害鳥獣による農林業等への被害防止と有害鳥獣捕獲に従事できる者の育成を図るため、新規にわな猟免許及び銃猟免許を取得する方に対し費用の一部を助成します。	7/10	—	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
6	わな等購入事業	狩猟免許所持者が、有害鳥獣捕獲のために使用するわな等購入費用の一部を助成します。また、農業者が昭和村内において有害鳥獣による農作物等への被害防止、又は軽減するために防除機材等の購入費用の一部を助成します。	1/2	2万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
7	病害虫防除事業	農業者が実施するカメムシ防除に要する薬剤購入費用の一部を助成します。	1/2	—	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
8	特産物商品化 支援事業 【申請期間あり】	昭和村で生産された特産物を商品化、販売する経費に対して助成します。 申請期間：4月1日～4月30日 申請希望者は担当課まで期間内にお問い合わせください。 申請状況に応じて予算の範囲内で追加募集の場合があります。	—	1件につき 上限30万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
9	特定外来生物 駆除事業	昭和村内に発生している特定外来生物植物類の駆除活動に対して報奨金を交付します。 当年度予算が無くなり次第事業終了となります。	—	採取1kg あたり 500円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
10 (新)	環境保全型農業 直接支払交付金	環境保全に効果の高い営農活動(有機農業等)に取り組まれる農業者に、要件や取組内容に応じて国が定める単価で交付金を支給いたします。	—	—	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

定 住


No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	空き家住宅 改修援助金	定住を目的として、空き家バンクに登録された物件の必要な改修・修繕等を行う所有者もしくは利用者に対してその費用の一部を助成します。	2/3	100万円	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
2	移住者住宅取得 支援事業補助金	県外から移住し、住宅（空き家等）を取得する方に、住宅の取得に係る経費等の一部を助成します。また、県と連携した事業で県と共同の補助を行います。 ①補助対象者：県外に半年以上居住していた実績があり、県外住所を転出した日から5年以内に村内へ移住した方（村へ移住後、補助金利用までの居住年数にかかる制限は無い。） ②補助対象経費：住宅の取得経費（家屋改修、登記に係る経費は除く。）の1/2 ③補助上限：村 70万円、県 70万円	1/2	140万円	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
3	就職奨励金	本村の住民で、定住（5年以上）の意思のある新卒者、50歳未満のUターン者等が事業所または自営業に就職したときもしくは、50歳未満のKターン者が12月以上就職を継続した状態で定住する意思を表示したときなどに就職奨励金を支給します。ただし、官公署及び村が出資している団体等規則で定める事業所は該当となりません。	—	10万円	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
4	出産祝金	本村の住民で、定住（5年以上）の意思のある方が新生児を出産したとき、出産祝金を支給します。	—	10万円 / 人	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
5	結婚祝金	本村の住民で、定住（5年以上）の意思のある方が婚姻（いずれかが初婚）をしたとき、結婚祝金を支給します。	—	10万円 / 組	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
6	結婚資金貸付金 利子援助金	本村の住民で定住（5年以上）の意思のある方が、婚姻または婚姻しようとするために必要な資金の貸付（限度額 250万円）を受けた場合において、当該借入金に利子（償還期間 5年以内、年利 7% 以内）が生じた時に、利子援助金を支給します。	定額	—	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
7	空家解体費用 補助金	自己の所有する空家（居住目的）で、村空家対策等協議会が認定する「特定空家」の解体及び撤去を行う方に対してその費用の一部を助成します。	2/3	100万円	総務課 総務係 ☎ 57-2111

 喰丸小チャレンジショップ
よいやれ屋 4月のご案内

4月のチャレンジショップ in 喰丸小「よいやれ屋」は下記の通り開催いたします。みなさんぜひご来館ください。(出店者の都合により変更、中止がありますので、ご了承ください。)

開催日	出店者	内容
4/11(土)	おやつやアイリス	米粉お菓子
4/18(土)	燈日草	書店
4/19(日)	燈日草	書店

☎ 観光交流係 ☎ 57-2124


 心も身体もかるやかに
生涯学習講座「スッキリととのうやさしいヨガ教室」開催

冬の間溜まった心身の緊張を心地よい呼吸とポーズで解きほぐしリフレッシュしませんか。

初心者の方、体が硬い方も大歓迎です！
 ぜひお気軽にご参加ください。

- 日 時 令和8年5月9日(土)
13:30～14:30
- 場 所 昭和村公民館
- 講 師 La charite 代表 ヨガインストラクター
上野さきさん
- 内 容 春のデトックス&リラックスヨガ初級編)
- 参加費 無料
- 持ち物 タオル・水分補給用飲み物・ヨガマット
(お持ちでない方には貸出もできます)
- 申込方法 5月1日(金)までにお電話等で昭和村公民館にお申し込みください。村HPまたは村公式LINEからもお申し込みできます。

☎ 公民館 ☎ 57-2114

 ハローワーク会津若松
募集、求人情報(勤務地:昭和村他)

職種	昭和村花き集荷場(雪室)に関する業務全般
求人区分	パート
事業所名	会津よつば農業協同組合
雇用形態	パート労働者
賃金	1,100円～(時給)
就業時間	交代制(シフト制) (1) 6:00～13:30 (2) 7:00～14:30
休日	指定日
年齢	不問

職種	介護職員
求人区分	フルタイム
事業所名	社会福祉法人 昭和福祉会(昭和ホーム)
雇用形態	正社員
賃金	167,500円～272,500円
就業時間	変形労働時間制 (1) 9:00～18:00 (2) 7:30～16:30 (3) 11:00～20:00
休日	指定日、年間休日数122日
年齢	18歳以上～59歳以下

職種	マルチワーカー(無期雇用派遣職員)
求人区分	フルタイム
事業所名	奥会津地域づくり協同組合
雇用形態	無期雇用派遣労働者
賃金	210,000円(月給)
就業時間	変形労働時間制 (1) 8:00～17:00 (2) 5:00～14:00 (3) 11:00～20:00
休日	土日祝他、年間休日数121日
年齢	59歳以下

☎ ハローワーク会津若松 ☎ 0242-26-3333

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。



昭和村農業委員会の任期満了に伴う農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・募集について

令和8年7月19日を以て、現農業委員の任期が満了となることから、農業委員会法に基づき、新たな農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・募集を行います。

推薦・募集期間	令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木) [30日間]
推薦・募集人数	農業委員 14名以内 農地利用最適化推進委員 2名以内(下中津川地区、矢ノ原地区)
推薦・応募の方法	推薦及び応募により、持参または郵送、電子メール等により提出
推薦・応募の資格	農業委員 農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者。 一 昭和村に住所を有する者を基本に、村外に住所を有する者も可 二 昭和村の職員でない者
	農地利用最適化推進委員 農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者で推進委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者 一 昭和村に住所を有する者を基本に、村外に住所を有する者も可 二 昭和村の職員でない者
応募をすることができない者	一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 三 固定資産評価審査委員に選任されている者
任期	農業委員 令和8年7月20日から令和11年7月19日(3年) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から令和11年7月19日(3年)
報酬	農業委員 基本額：144,900円/年 及び能率給 農地利用最適化推進委員 基本額：115,900円/年及び能率給
推薦・応募書類の提出先	昭和村農業委員会 事務局(村産業建設課産業係内) 〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652 電話 0241-57-2117 ファックス 0241-57-3044 電子メール sangyou@vill.showa.fukushima.jp
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会定例総会の出席 (※農業委員は毎月・農地利用最適化推進委員は必要に応じて招集) ・農地法に関する農地の現地確認業務 ・農地パトロール ・地域計画作成に伴う集落における話合いの参加 ・新規就農者支援(農地貸借) など

☎ 産業係 ☎ 57-2117

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

お申し込み一覧

带状疱疹ワクチン定期接種申込用紙 ▶ 保健福祉課
(〆切:4月27日(月))

氏名	住所	電話番号